

事務連絡  
令和6年11月12日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課  
厚生労働省老健局老人保健課

令和6年能登半島地震による被災に伴う  
保険診療関係等の特例措置の期間の延長について

令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療の特例措置については、「令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（令和6年9月18日厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）において、令和6年12月末までとしたうえで、特例措置を利用する保険医療機関等への調査等を行い、その結果をもとに、特例措置の期間延長の必要性について検討することとしていたところですが、令和6年10月25日の閣議で、能登半島における「令和6年9月20日からの大雨による災害」を激甚災害に指定することが決定されたことを受け、能登半島で災害が連続して発生している事情に鑑み、令和6年11月6日に開催された中央社会保険医療協議会総会での議論を踏まえ、その期間を令和7年3月末までとします。関係団体への周知をお願いいたします。

なお、今後、特例措置を利用する保険医療機関等への調査等を行い、その結果をもとに、特例措置の期間延長の必要性について検討することといたします。

調査等の詳細については追って連絡することとしますので、その際には別途対応をよろしくお願いいたします。

これに伴い、「令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（令和6年9月18日厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）は令和6年11月12日限り廃止します。